

ご存じですか！高額な医療・介護費の合算制度！

①高額介護合算

同一世帯で、1年間（令和5年8月1日～令和6年7月31日）の医療保険の一部負担金等の合計額と介護保険の利用者負担額の合計額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額がそれぞれの制度から支給されます。

なお、同一世帯で異なる医療保険に加入している方との合算はできません。

▽豊山町国民健康保険または愛知県後期高齢者医療制度に加入中の場合

支給対象となる方へ、2月下旬にご案内を郵送します。

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に転出や転入をした方、又は加入保険が変わった方については、町で対象期間中の自己負担額を把握できないため、ご案内できない場合があります。お心当たりのある方はお問い合わせください。

▽その他の健康保険に加入中の場合

申請方法は加入中の健康保険の窓口にお問い合わせください。

②外来年間合算

70歳以上（自己負担割合が1割又は2割）の方で、1年間（令和5年8月1日～令和6年7月31日）の医療保険の一部負担金等の合計額が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が支給されます。なお、個人ごとで計算をするため、

世帯合算はできません。

▼自己負担限度額 14万4千円

▼申請方法 支給対象となる方へ、12月下旬にご案内を郵送しています。

※豊山町国民健康保険または愛知県後期高齢者医療制度以外の健康保険に加入されている方は、加入中の健康保険の窓口にお問い合わせください。

▼問合せ 保険課

・国民健康保険・医療グループ

☎ 28・0917

・介護グループ ☎ 28・0100

寄附御礼

毎年、広報とよやまにて「地元の野菜を学校給食へ」と題し、家庭で栽培された野菜の提供を呼び掛けています。今年度3回目及び4回目となる学校給食への寄附を次のとおりいただき、ありがとうございました。食材は12月20日（金）の給食（クリームシチュー）、1月9日（木）の給食（ハヤシライス）でおいしくいただきました。

・ジャガイモ10kg（12月20日使用）
・ジャガイモ20kg（1月9日使用）

寄附者 匿名

公共下水道事業計画変更計画（案）の縦覧を行います

町では、公共下水道事業計画を変更するため、次のとおり事業計画（案）の縦覧を行います。

なお、この案に意見のある方は、縦覧期間満了の日までに町に対し意見書を提出することができます。

▼縦覧期間 2月3日（月）～17日（月）

の開庁時間※土日、祝日を除く

▼縦覧場所 役場2階7番窓口建設課

▼問合せ 建設課下水道グループ

☎ 28・0940

豊山町学習等供用施設の指定管理者決定

豊山町学習等供用施設の指定管理者を、公益社団法人豊山町シルバー人材センターに決定しました。

指定管理期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間です。

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間の能力を活用して、サービスの向上を図る制度です。

▼問合せ 社会教育センター

☎ 28・5335

ごみの出し方のルールを守りましょう

▼古紙・布類

古紙・布類（新聞広告、段ボール、雑誌、雑紙、古着）を前日から出すと風で散らかったり、放火を誘発する原因になり危険です。収集日当日（朝8時30分まで）に出してください。

地区資源収集は自治会の協力のもと成り立っています。皆さんで協力し、よりきれいなまちを目指しましょう。

▼可燃ごみ・不燃ごみ

前日からごみを出す、猫やカラス等によりごみ袋が荒らされ、近所迷惑になります。ごみが散乱すると、不法投棄や放火を誘発する原因にもなります。収集日当日の朝8時30分までに指定ごみ袋で出してください。

▼カラスの対策例

- ・生ごみを減らすため、食材の廃棄や食べ残しを減らす。
- ・網目の細かいネットでごみ袋全体を隙間なく覆い、カラスがついばめないようにする。

・ごみを出す時に生ごみが見えないよう新聞紙などで隠して出す。

町では、カラスよけネット貸与も行っておりますので、ぜひご利用ください。

▼問合せ 住民課環境保全グループ

☎ 28・0916